

自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続きが必要です。管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

*令和2年3月31日（火）までに手続きをお済ませください。

問：東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066